

平成27年 7月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス ク リ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 本 博  
(コード番号:2196 東証第一部)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員  
管 理 本 部 管 掌 高 梨 宏 史  
(03-3539-7654)

### 「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(下線部分が変更箇所になります。)

### 記

#### 内部統制システムの基本方針

当社は、企業が健全に継続・発展していくためには、全ての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観をもち行動することが必要不可欠であると認識し、法務省令で定める体制の整備に向けた基本方針として以下のとおり定める。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。
- (4) 取締役の業務執行が法令、定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
- (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
- (6) 取締役および使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「社内通報規程」に従い報告する。
- (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。

#### 3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役等で構成する「経営会議」で審議、検討および情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性および効率性の確保に努める。

#### 5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会または経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。

##### (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制およびリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。

##### (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的で開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応およびリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。

##### (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令および定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、社内通報制度を整備する

#### 6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

##### (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と監査役会と意見交換を行い決定する。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

##### (2) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況および業務の状況を監査役に報告する。さらに、内部通報があった場合、社内通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査役に報告する。

##### (3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。

##### (4) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役および使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

#### (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

#### **7. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとする。会計監査人および管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

#### **8. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
- (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

#### **9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況**

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

以上